

まちづくりNEXTチャレンジャー育成事業企画運営等業務委託 企画提案競技（プロポーザル方式）実施要綱

1. 目的

この実施要綱は、まちづくりNEXTチャレンジャー育成事業企画運営等業務委託（以下「業務委託」という。）に関する委託候補者を選定するにあたり、提案競技（プロポーザル方式）に参加しようとする者（以下「提案競技参加者」という。）が遵守しなければならない事項を定める。

2. 業務の概要

- (1) 委託名 まちづくりNEXTチャレンジャー育成事業企画運営等業務委託
- (2) 履行場所 大分県が指定する場所
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和4年3月15日（月）まで
- (4) 契約限度額 ¥5,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3. 業務の内容

別添「まちづくりNEXTチャレンジャー育成事業企画運営等業務委託仕様書」のとおり。

4. 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件を満たす者とする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

(1) 単独で参加しようとする者

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ウ 事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。
 - (ア) 業務責任者がまちづくりの支援に関する業務経験、専門知識及び技術を有すること。
 - (イ) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
 - (ウ) 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
- エ 自己または自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 暴力団員が役員となっている事業者

- (エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約または資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (カ) 暴力団または暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- (キ) 役員等が暴力団または暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
- (ク) 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

オ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する法人又はこれに準じるものとして、大分県発注業務からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

カ 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者（本要綱5（4）に規定するプレゼンテーション実施日において当該資格を有する見込みの者を含む。）または同等の資質を有する者であること。

(2) 共同企業体で参加しようとする者

いずれかの構成員を代表者とすること。なお、代表者及び構成員は、他の共同企業体に参加し、又は単独で参加することはできない。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、前記（1）のアからオの要件を満たす者であること。

ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、前記（1）のカの要件を満たす者であること。

5. 企画提案競技募集から受託者決定までの手続き

(1) 企画提案競技参加表明及び参加資格の確認

企画提案競技への参加を希望する者は、以下の書類を提出期限までに提出すること。

（ファックス可。その場合は必ず着信を確認すること。）

ア 提出物（各1部。A4サイズ）

(ア) 参加申込書（様式第1号）

(イ) 資格審査書類

a 会社概要（パンフレット等、会社の業務内容を確認できる書類。写しでも可。）

※ なお、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する資格を有していない者については、次に定める書類を併せて提出すること。

- ・ 営業概要書、貸借対照表、損益計算書
- ・ 取扱商品等調書
- ・ 納税証明書（都道府県税）

- ・納税証明書（地方消費税）
- ・（法人の場合）登記事項証明書、定款（写し）

イ 提出期限

令和3年4月16日（金）17時必着

ウ 提出先

大分県商工観光労働部 商業・サービス業振興課 商業・サービス業支援班
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号（本館7階）

エ その他

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届（様式第2号）」を令和3年4月23日（金）までに提出すること。

(2) 質問票の受付及び回答

ア 質問票の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

(ア) 質問方法：まちづくり NEXT チャレンジャー育成事業企画運営等業務委託質問票（様式第3号）を下記電子メールアドレスに電子メールで送信するものとする。

(イ) 電子メールアドレス：a14160@pref.oita.lg.jp

(ウ) 電子メールの件名：まちづくりNEXTチャレンジャー育成事業企画運営等業務委託質問票（法人名）

(エ) 質問票受付期限：令和3年4月19日（月）17時まで

イ 質問への回答

質問事項への回答は、令和3年4月21日（水）17時までに、参加申出のあった業者に対して電子メールにより回答する。なお、提案内容の核となる質問内容については、質問業者のみに回答する。

(3) 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は以下に基づき行うものとする。

ア 提出期限

令和3年4月23日（金）17時（必着）

イ 提出先

(1) ウと同じ

ウ 提出書類

(ア) 企画提案書（様式自由）

別紙「まちづくり NEXT チャレンジャー育成事業企画運営等業務委託企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。

(イ) 業務工程表（様式自由）

(ウ) 業務実施体制調書（様式第4号）

(エ) 見積書(様式自由)

宛先は「大分県知事 広瀬 勝貞」とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること(各項目の数量、単価等が判断できる内容とする。)

(オ) 類似業務実績調書(様式第5号)

エ 提出部数

正本1部 副本4部

オ 提出方法

持参又は郵送とする。

※ F A X、電子メールでの提出は不可。郵送で提出する場合は、は提出期限日必着で、特定記録や書留郵便によるものとし、封筒に「まちづくりNEXTチャレンジャー育成事業企画運営等業務委託関係書類在中」と朱書きすること。

(4) 審査・選定

ア 事前審査

企画提案希望者が多数(6者以上)となった場合は、「ウ 審査基準」に従い、提出された企画提案書の事前審査を行い、プレゼンテーションに参加する者(5者)を選定する。

イ プレゼンテーション

(ア) 日時

令和3年4月28日(水) 午後 ※時間は参加者に別途連絡する。

(イ) 場所

大分県庁舎本館10階 101会議室

(ウ) 提案方法

1者(3名以内での出席とする。)につき、持ち時間25分(説明15分、質疑応答10分)とし、企画提案書についての説明を行う。

※集合時間等は、企画提案参加希望者各者に電子メールにて通知する。

※企画提案者が希望する場合、オンライン(zoom)による説明も認める。オンラインによる説明をしたい場合は、(3)の企画提案書等の提出時に申し出ること。

※プレゼンテーションは企画提案書のみで行う。なお、企画提案書をプロジェクターに投影して説明したい場合は、(3)の企画提案書等の提出時に申し出ること。

ウ 審査基準

審査に当たってはまちづくりNEXTチャレンジャー育成事業企画運営等業務委託企画提案書審査基準表(以下「審査基準表」という。)のとおり、企画内容、業務工程表、業務実施体制、経費見積、過去の実績等に基づき総合的に行う。

エ 業務委託候補者の決定等

- (ア) 別添審査基準表により、審査委員会が企画提案書とプレゼンテーションの審査を行い、最も評価の高い提案者を業務委託候補者とする。ただし、最高評価得点が複数ある場合は、審査委員の協議により決定する。
- (イ) 選定結果は全ての企画提案参加者に文書で速やかに通知する。
- (ウ) 県は、業務委託候補者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合に当該候補者から見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。なお、契約に当たっては、企画提案書の内容をそのまま実施することを約するものではなく、内容を一部修正することもあり得る。
- (エ) 業務委託候補者が選定後に7（1）に該当すると認められた場合、または、県と業務委託候補者との協議が不調となった場合は、審査において次点となった応募者と委託業務に係る具体的な事業内容や経費等について協議を行うものとする。

6. スケジュール

- | | |
|------------------------------|----------|
| (1) 参加申請期限 | 4月16日（金） |
| (2) 質問受付期限 | 4月19日（月） |
| (3) 質問回答日 | 4月21日（水） |
| (4) 企画提案書提出期限 | 4月23日（金） |
| (5) 審査（場所：大分県庁舎本館10階 101会議室） | 4月28日（水） |

7. その他留意事項

(1) 提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する申込みは無効とする。

- ア 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又は記名のない参加表明書により参加申込をしたもの。
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- オ 本要綱5（3）企画提案書等の提出に示す提出書類がないもの。
- カ 契約限度額を超える金額で見積書を提出したもの。
- キ 不正行為が行われたと認められるもの。

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取り消し

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。

なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用を県に請求することはでき

ない。

(3) その他

- ア 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。
- イ このプロポーザルの参加において知り得た秘密は他には漏らしてはならない。
- ウ 企画提案は1者につき1案とする。
- エ 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めない。
- オ 参加表明に係る全ての費用（企画提案書等の作成やプレゼンテーションなどにかかる費用）は、企画提案書提出者の負担とする。
- カ 審査内容に関する問い合わせには、一切応じない。また、選定結果に対する異議申立ては受け付けない。
- キ 提出された参加表明に係る全ての書類については返却しない。また、企画提案書等による提案内容は県に帰属する。
- ク 企画提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- ケ 参加者から提供された従業員等の個人情報、実施及び契約に係る事務処理において必要な連絡にのみ用いるものとし、他の用途には用いないこととする。
- コ 上記ケに示す個人情報の取扱いは、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）の規定に従うこととする。
- サ 提出された企画提案書等に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は県に帰属し、無償で県に譲渡するものとする。

8. 問い合わせ先

大分県商工観光労働部 商業・サービス業振興課 商業・サービス業支援班

電話 097-506-3284 F A X 097-506-1754

電子メール a14160@pref.oita.lg.jp